

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第58条
処分の概要	児童福祉施設の設置認可取消し
法令の定め	第58条 法第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。
処分基準	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対し具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 ○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係 児童相談係 自立支援係 (電話番号：011-231-4111 内線 25-767、25-773、25-777)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)